

県立学校家族休暇制度について

令和8年4月
県立浦添商業高等学校
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入する。

2 制度の概要

・保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 期間

令和8年1学期～3学期末

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

※県立高等学校管理規則第42条「校長が必要と認めた場合」に該当するものとする。

7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

① 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

② 定期考査・実力テストなど各種テストの実施日

注) 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となり、未履修・原級留置となる高校生については、取得を認めない。（高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修する特支高等部の生徒）。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限しない。

9 届出手続き

以下のいずれかで届出を行ってください。

- (1) 通常の欠席届と同様に、スクリーンを使用して届け出る場合、理由欄に「家族休暇のため」と記入してください。
- (2) 学校への電話(098-877-5844)で届け出る場合、「家族休暇のため」と申し出てください。

10 届出期限

・高校は原則として取得希望日の1週間前までに届け出る。

11 授業への対応

自主学习(補習等を行わない)。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

・生徒の安全確保については、同伴者である保護者が責任を有する。

※家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いいたします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

原則として提出は求めないものとする。ただし、学校が必要と判断する場合はその限りではない。

14 その他

(1)届出者・同伴者の範囲

→届出者は保護者とする(欠席届に準ずる)。

→自宅内外にかかわらず、保護者同伴を原則とする。